

平成20年第1回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成20年3月10日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 本巢市選挙管理委員及び補充員の選挙
- 日程第5 議案第1号 本巢市監査委員の選任について
- 日程第6 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第7 議案第2号 本巢市後期高齢者医療に関する条例について
- 日程第8 議案第3号 本巢市うすずみふれあいプラザ条例について
- 日程第9 議案第4号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第5号 本巢市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第6号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第7号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第8号 本巢市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第9号 本巢市企業誘致促進審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第10号 本巢市織部の里もとす条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第11号 本巢市学校給食センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第12号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第18 議案第13号 本巢市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について
- 日程第19 議案第14号 平成19年度本巢市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第20 議案第15号 平成19年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第16号 平成19年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第17号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第18号 平成19年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第24 議案第19号 平成19年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議案第20号 平成19年度本巢市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第26 議案第21号 平成20年度本巢市一般会計予算について
- 日程第27 議案第22号 平成20年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第23号 平成20年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第29 議案第24号 平成20年度本巢市老人保健医療特別会計予算について
- 日程第30 議案第25号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計予算について
- 日程第31 議案第26号 平成20年度本巢市農業集落排水特別会計予算について
- 日程第32 議案第27号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計予算について
- 日程第33 議案第28号 平成20年度本巢市水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	黒田芳弘	2番	船渡洋子
4番	臼井悦子	5番	高田文一
6番	高橋勝美	7番	安藤重夫
8番	道下和茂	9番	浅野英彦
10番	中村重光	11番	村瀬明義
12番	若原敏郎	13番	瀬川治男
14番	後藤壽太郎	15番	上谷政明
16番	大熊和久子	17番	大西徳三郎
18番	戸部弘	19番	高橋秀和
20番	遠山利美	21番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	高木巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳
総務部長	土川隆	企画部長	鷺見良雄
市民環境部長	坪内博	健康福祉部長	島田克廣
産業建設部長	服部次男	林政部長兼 根尾総合支所長	藤原俊一
上下水道部長	林賢一	教育委員会 事務局長	杉山勝美
代表監査委員	三田村晃司		

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	飯尾正雄	議会書記	杉山昭彦
議会書記	川口直紀		

開会の宣告

○議長（瀬川治男君）

ただいまから平成20年第1回本巢市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（瀬川治男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号18番 戸部弘君と19番 高橋秀和君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（瀬川治男君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月26日までの17日間とし、3月11日、3月13日から3月20日までと、3月22日、23日、25日を休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月26日までの17日間とし、3月11日、3月13日から3月20日までと、3月22日、23日、25日を休会とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（瀬川治男君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告させていただきます。

2月1日、第259回岐阜県市議会議長会が恵那市の恵那峡国際ホテルで開催され、浅野副議長とともに出席しました。

提出議案は、地方分権改革推進計画の策定に関する要望、地方の道路整備を支える財源の確保と充実等を求める要望、平成20年度歳入歳出予算等の7議案が提出され、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。次期20年度開催地は土岐市に決定しました。

続きまして、2月13日、平成20年第1回西濃環境整備組合議会定例会が、組合2階研修室にて会期1日間で開催されました。提案されましたのは4案件で、監査委員が1名欠員になっていたため、大野町の川本卓男氏が選任同意されました。平成19年度一般会計補正予算歳入歳出総額17億7,364

万5,000円とするものです。平成20年度一般会計予算歳入歳出総額17億7,450万4,000円で、歳出の主なものは、焼却施設の定期修繕工事2億5,487万2,000円、熔融炉建設時起債の元利償還金5億4,060万1,000円であり、いずれも原案のとおり全会一致で可決しました。

続きまして、2月27日、平成20年第1回本巣市消防事務組合議会定例会が組合会議室にて、会期1日間で開催されました。提案されましたのは8案件で、公告式条例、消防本部及び消防署等設置条例、職員定数条例等の一部改正、平成20年度本巣市消防事務組合分賦金総額は6億5,388万3,000円、うち本巣市は4億5,137万5,000円です。平成20年度一般会計歳入歳出総額6億9,095万4,000円で、分署建設費等がなくなり、前年比2億5,875万1,000円の減でございます。いずれも原案のとおり全会一致で承認・可決しました。

続きまして、鏑本規之議員より、平成20年2月7日付で辞職願が提出されましたので、同日付で許可をいたしましたので、市議会会議規則第141条第2項の規定により報告をいたします。

会議等の資料につきましては、議会事務局にありますのでお申し出ください。以上です。

次に、議会だより編集特別委員会の報告をお願いします。

議会だより編集特別委員会委員長 高田文一君。

○議会だより編集特別委員会委員長（高田文一君）

それでは、議会だより編集特別委員会から報告をさせていただきます。

今回の議会だより第17号につきましては、2月1日付で発行し、既に市内の家庭などに配布されているところでございます。内容につきましては、12月定例会の内容が主なるものとなっております。表紙には、本巣地域で行われました左義長の様子を掲載させていただきました。2ページからは、定例会で採択された決議、意見書、議決された議案の内容、10名の議員の皆さんによる一般質問、委員会報告の順に掲載し、最終ページには、旧真正町長 矢野勝氏のインタビューを掲載させていただきました。

今回は、平成19年11月19日が第1回とし、12月6日、18日、25日、平成20年1月10日、計5回にわたり委員会を開催し、皆様から提出いただいた原稿をもとに編集し、発行したところでございます。

今回の議会だよりにつきましては、今定例会の内容を主なものとして5月1日の発行を予定しております。

以上、議会だより特別委員会から報告いたしました。

○議長（瀬川治男君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いいたします。

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

平成20年第1回もとす広域連合議会定例会が、2月19日から22日までの4日間の会期で、本巣市役所本庁舎3階議場で開催されたので報告をいたします。

今定例会に提出された議案は、条例の一部改正案4件、平成19年度補正予算案5件、平成20年度

当初予算案 5 件の計14件は、広域連合長と議会運営委員会委員及び常任委員会委員の任期が平成20年2月22日までなので、各委員の選任が行われました。

条例の一部改正案 4 件で、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例ほか 1 件は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児短時間勤務制度が新たに制度化されたものに伴うものです。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、平成19年度の人事院及び岐阜県人事委員会の給与勧告及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴うものです。介護保険条例の一部を改正する条例は、税制改革に伴う介護保険料の激変緩和措置を平成20年度までに延長するものに伴うものであります。

平成19年度補正予算案 5 件は一般会計及び 4 特別会計で、一般会計は243万7,000円の増額、介護保険特別会計は5,781万2,000円の増額、老人福祉施設特別会計は410万6,000円の増額、療育医療施設特別会計は543万2,000円の増額、衛生施設特別会計は295万3,000円の増額となるものでした。

平成20年度当初予算案 5 件は、一般会計及び 4 特別会計で、一般会計は前年度比525万7,000円増額の7,191万4,000円、介護保険特別会計は前年対比 5 億302万2,000円増額の46億8,060万6,000円で、歳出の主な増額は、居宅介護サービス給付費 2 億4,517万2,000円、施設介護サービス給付費 1 億4,276万8,000円です。老人福祉施設特別会計は、前年対比1,230万円の増額の 8 億7,230万円、療育医療施設特別会計は、前年対比1,676万7,000円の増額の 1 億350万2,000円、衛生施設特別会計は前年対比71万1,000円増額の 2 億5,923万1,000円となるものでした。

提出された議案は、いずれも慎重な審議の結果、原案のとおり可決されました。

なお、議会運営委員会及び常任委員会の委員を選任し、委員長、副委員長の決定は、現委員の任期満了後でないと行えないので、今定例会では委員の選任のみを行い、任期満了後の最初に開催される各委員会にて決定されます。選任に合わせて、議長選挙で、議長に北方町の立川良一議員、副議長選挙で、副議長に不肖私、大西が就任することになりました。

以上で、もとす広域連合議会の報告を終わります。

訂正をいたします。

[発言する者あり]

今、数字を間違えたということで、大変申しわけございません。

老人福祉施設特別会計は410万6,000円の減額、療育医療施設特別会計は543万2,000円の増額というところを間違えたということで、大変申しわけありません。修正させていただきます。

平成20年度当初予算案は 5 件、一般会計及び 4 特別会計で、一般会計は前年対比525万7,000円の減額、これを増額というふうに言ったということで、大変申しわけありません、減額の7,191万4,000円であります。大変申しわけありません。

○議長（瀬川治男君）

次に、副市長から行政報告をお願いいたします。

副市長 高木巧君。

○副市長（高木 巧君）

それでは、昨年12月の定例会以降の市政の行政報告をさせていただきます。

初めに、本巢市都市計画マスタープランについて、御報告をいたします。

本巢市都市計画マスタープランは、平成29年度を目標に、市の土地利用や道路・公園等の都市施設など、将来の本巢市のあるべき姿をまとめたまちづくり構想の基本方針となるものでございます。

平成17年度に計画の策定に着手し、まちづくりアンケート調査などの基礎調査を実施するとともに、職員で構成をいたします作業部会、策定委員会におきまして素案の策定を進めてまいりました。今年度には、自治会長会や小学校区ごとにまちづくり懇談会を開催するとともに、市のホームページ等でパブリックコメントを実施するなど、広く市民からの意見をお聞きしながらマスタープランの素案を策定し、昨年11月に本巢市都市計画審議会に諮問をいたしました。審議会で御協議していただいた結果、ことし2月7日に計画審議会から本巢市を一体的にとらえたまちづくりを図るため、豊かな自然を守り生かすまちづくりなどの三つのまちづくりの目標のもとに、重要性、優先度を勘案し、将来像の実現を図られたい。また、都市計画の指定に当たっては、わかりやすくきめ細やかな説明を行うことにより住民の理解と協力を求め、審議会の意見を十分配慮し、効率的に進められるよう要望するとの意見を付して答申をいただきました。

市におきましては、答申の結果を尊重しながら、本巢市都市計画マスタープランを策定し、県に対して通知いたしましたので御報告をいたします。

次に、本巢市地域福祉計画について御報告をいたします。

地域福祉計画は、社会福祉法の規定に基づき策定するものでありまして、地域福祉の推進に関する基本的な方針を定める計画でございます。平成18年度に地域福祉に関する市民アンケート調査を実施するとともに、市議会議員、福祉関係団体、民生委員・児童委員などで構成する市地域福祉計画策定委員会及び旧町村ごとに地域部会を設置し、御検討をいただき計画の策定を進めてまいりました。

現在、市におきましては、老人保健福祉計画を初めとする福祉・保健分野の各計画がございますが、地域福祉計画は各分野に共通した地域福祉を推進する事項を定めるものでございます。計画の期間を平成20年度から平成24年度までの5年間として、地域を担う人づくり、また地域を支える連携の仕組みづくり、さらに地域を見守る支え合いの仕組みづくり、地域で安心して暮らすための環境づくり、だれもが気軽に利用できる優しいサービスの仕組みづくり、最後に地域福祉の拠点づくり、この六つを基本目標として、「ふれあい・つながり・支え合う・安心とやさしさに包まれたまちもとす」の実現を目指すものでございます。

ことし1月31日に第5回策定委員会において計画が承認され、答申されましたので、御報告をいたします。今後、地域福祉計画推進委員会を設置し、本計画の推進に関して必要な事項について審議するとともに、計画の進捗状況の確認や評価を実施してまいります。

最後でございますが、本巢市人権施策推進指針について御報告をいたします。

人権施策推進指針は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、人権尊重社会の実現に向けた基本的な考えや各分野の現状と課題及び施策等を明らかにし、人権に関する施策を総合的

かつ効果的に推進するための指針でございます。昨年9月に実施いたしました人権に関するアンケート調査の結果に基づき、本巢市人権施策推進審議会において御審議いただき、2月15日に審議会から答申をされました。推進指針は、計画を平成20年度から平成25年度までの5年間とし、基本理念を「市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを目指す」としておりまして、今後、学校教育や社会教育における人権に関する教育や啓発、研修等に努めてまいります。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（瀬川治男君）

続いて、市長から所信表明をお願いします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

本日ここに、平成20年第1回本巢市議会定例会が開催されるに当たり、提出議案の説明に先立ちまして、私の市政運営に関する所信を申し述べ、議員各位及び市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。

私は、先般行われました本巢市市長選挙におきまして市民の皆様の熱い支援をいただき、市政執行の重責を担うことになりました。ここに、市民の皆様からいただきました温かい御支援に対し、心から感謝を申し上げますとともに、私に課せられた使命と責任の重さを改めて痛感しているところでございます。市政を担当させていただくことになりました以上、私は、選挙期間を通じて寄せられました御支援、励ましを胸に刻みながら、公正・公平、そして清潔を基本にして、元気で笑顔あふれる本巢市づくりに全力で取り組み、市民の皆様の信頼にこたえてまいります。

さて、時代は大きく変化し、少子・高齢化、国際化、情報化等の進展の中、これまでの物の豊かさや経済的豊かさを求めていた時代から、人々の価値観は、生活の質的な充足や自己実現を求める方向へ変化しつつあります。また、これまで日本の発展を支えてきました中央集権の時代から、地方自治体本来の姿である地方分権への時代へと大きく変化しております。地方分権の時代においては、地方自治体の側に意識改革、自己改革が求められ、今までの国等への依存体質、前例・横並び主義から、自己責任が求められていることを認識する必要があります。また、これからは範を他に求めることはできず、地域みずからが道を開いていくことが求められております。

このような時代の転換期にあっては、多様化する行政ニーズにスピーディーに、しかも的確に対応し、市民の皆様に満足していただくためには、市民の皆様自身も、行政の外野席の応援団からグラウンドでのプレーヤーになって参画していただき、各種の課題を行政と協働で対処していくことが求められております。今後、市民の皆様と一層の連携を密にして、各種の課題に取り組み、実効性のある市政を進め、実のあるものにしてまいりたいと思います。

このように大きく変化している時代の中で市政を進めるに当たりましては、私自身が納得いくまで現場に出向き、お話を伺い、その実情をしっかりとつかみ、前例にとらわれることなく、課題、問題がどこにあるかを見きわめ、市民の皆様と一緒に行動していくことを基本姿勢とする対話重視と現場主義により市政運営を行ってまいります。

また、さきの選挙期間中、私は多くの市民の皆様へ接し、市民の皆様の現状に対する思い、市政に対する期待を多く伺いました。その期待に少しでも多くこたえるためには、市民の皆様と市政との距離感を感じさせない、市民感覚のわかりやすい市政、自分の願い・声が市政に届く身近な市政を推進してまいります。こうした姿勢に立ち、私が最初に取り組みたいことは、市政の総点検でございます。今まで市政は、地域福祉、地域医療など市民の皆様の生活に直結したさまざまな政策が進められてきました。また、将来の市政発展に必要な税収確保のための地域産業育成等の先行投資も進められてきました。

一方、本市の財政状況は、市税収入の伸び悩み、地方交付税の減収、福祉等の義務的経費の増大等、厳しいものがあり、行財政改革を思い切って進めることが市政の喫緊の課題であります。そのような認識のもとに、まず自分の足・目で市全域を視察し、地域・現場の実態を把握すること、その実態を踏まえると同時に、市民の皆様、市議会議員、市内各界各層の方々、市職員の生の声をじっくりお聞きし、真摯に語り合い、市民の皆様の目線で市政の総点検を進めてまいります。その総点検を踏まえて、課題や問題点を把握した上で、生かすところは生かす、改めるべきは改めるという姿勢で市政に臨みたいと思います。そのための組織を早期に設置してまいりたいと思います。また、市民の皆様方、各界各層の皆様方とフランクに語り合える「対話集会」を開催していきたいと考えております。市政の総点検は、市政自身の自己改革、市職員の意識改革につながるものと確信しております。

続きまして、私は、次に申し上げます三つの方向で、市民の皆様と一緒に本巣市づくりを進めてまいります。

第1は、市民の皆様が人生の最後まで住み続けたいと思っていただける、いわば人生の最後に幸せだったなあと思える本巣市づくりを進めることであります。

第2には、市民の皆様のお子さんやお孫さんを、ずっと本巣市に住ませたいなあと思っていただける魅力あるまちづくりであります。

第3には、市外の人が行ってみたい、知人をぜひ呼び寄せたいと思っていただける魅力あるまちづくりであります。

以上、申し上げました本巣市の実現のために、次に申し上げます三つの柱で施策を実施していく所存であります。

第1の柱は、「元気な里づくり」であります。

地域の元気の源は、地域の強み、魅力を最大限に生かすことであります。本市の潜在的資源を市民の皆様と一緒に掘り起こし、既存資源とあわせてその資源を活用して、質の高い、他市に負けないオンリーワンの地域産業育成を進めていくことが、元気な本巣市づくりにつながっていくものと確信しております。本市には、豊かな自然があり、そこで培われたたくみのわざ、伝統文化があります。それを最大限活用して、元気な産業づくりを推進してまいります。

まず、農林業の振興につきましては、本市は名古屋市、岐阜市、大垣市等の都市の近郊に位置し、都市部の消費者に、きれいな水、豊かな自然の中で生産された安全でおいしい農林産物を提供し、

好評を博しております。また、本市の農山村地域の美しい景観は、都市生活者に対して憩いの場を提供しております。このような特徴を生かし、農山村と都市の交流促進を図ると同時に、山を守る林業振興、富有柿、イチゴなど、本巢市ブランドの農林産物の生産や販路拡大、地産地消を進めるなど、農林業の振興を進めてまいります。その手始めとして、自慢できる農林産物の開発、ブランド化等を官民で協議する場を早期に立ち上げるとともに、販路拡大につきましては、私みずからがセールスマンとして活動してまいります。

また、本市には市外等からすぐれた技術を持った企業が進出してありますが、こうした企業の今後の成長をバックアップするため、企業懇談会等、協議の場を立ち上げてまいります。また、既存地域産業の商品企画力の強化、販売力強化、さらには、地域産業のニーズに合った人材育成を支援してまいります。また、ベンチャー企業の支援、情報技術を活用した新産業の育成、さらには東海環状自動車道西回りルートを整備を見据えて、屋井工業団地の早期完成や、付加価値の高い企業の誘致を私が先頭に立ち積極的に進め、雇用の確保に努めてまいります。

本市は、淡墨桜、真桑文楽などオンリーワンの観光資源を有しており、周辺市町村と連携し、これらの観光資源をめぐる周遊ルートの設定、本巢市の自慢お土産品等特産品の開発を進め、国内外からの観光誘客を図り、観光交流産業の振興に努めてまいります。

また、商工会、NPO、ボランティアなど、地域の方々による主体的なまちづくりを積極的に応援し、中心市街地のにぎわいの復活等、元気なまちづくりを推進してまいります。

第2の柱は、「温もりのある里づくり」であります。

健康で安心して安全に暮らせることは、市民の皆様の共通の願いであります。厳しい財政状況化にあっても、この市民の皆様の共通の願いを確実に実現することが重要と考えております。本市には、今でも助け合いの心と人のぬくもりにあふれた地域性が残っております。本市のよき伝統である助け合いの心を生かし、お互いに支え合い、市民の皆様が本巢市に住んで幸せだなと実感でき、生涯安心して生き生きと元気で朗らかに暮らすことができる社会、心と心が触れ合うぬくもりのある里づくりを進めてまいります。

最近、日本型家族制度や農村的共同体が崩壊し、子育ては、閉鎖された空間の中で不安を抱きながら、母一人、子一人といった環境の中で行われている状況が多々見られます。この状況では、とても女性が子供を産み育てようとする気が起こらないのではと思います。女性が子供を安心して産み育てることができる、それが当たり前の地域社会の構築が喫緊の課題であります。これは、行政だけでできるものではありません。地域・企業・家庭・個人が一体となって取り組む必要があります。本市に今でも残る市民互助の精神を核にして、お母さん、お子さんの笑い声が聞こえ、笑顔が見える安心子育て地域コミュニティーを再生していきたいと考えております。

具体的な子育て支援といたしましては、乳幼児医療費助成対象の中学校までの拡大、妊婦健診の公費助成の拡充、子育ての不安解消のための相談窓口の充実、保育園・幼稚園の増改築等を推進してまいります。

福祉施策としましては、福祉協議会、NPO、地域ボランティアの方々と連携して、高齢者の生

活支援、介護サービスの充実、就労支援等障害者の自立支援等を充実してまいります。

元気に暮らせる健康づくりとしましては、自分の健康は自分で守り、つくることを基本としながらも、予防と早期発見・早期治療を進めるため、節目節目の一般健診、メタボリック症候群に着目した特定健診等健康診断の充実、ライフステージに応じた保健事業、山間部の地域医療の維持、救急医療の充実を推進してまいります。

さらには、行政の原点とも言える災害や犯罪からの市民の皆様の生命・財産・暮らしを守るための対策としましては、地域コミュニティーと一体となった地域消防、地域防災対策、治山・治水対策、交通安全対策、地域防犯対策、消費者保護の充実を、また最近のギョウザ事件で大きな話題になっている食の安全・安心対策等を推進してまいります。

第3の柱としましては、「うるおいのある快適な里づくり」であります。

物から心への時代を迎え、質の高い豊かさが求められております。自然は人の活動の場、人をはぐくむ場であります。人と自然との共生を図りながら、質の高い、緑豊かな潤いのある里づくりのため、森林、河川等の自然環境、水環境の保全、レジ袋の有料化、マイはしの推進等地球温暖化対策、廃棄物対策の充実等を推進してまいります。

また、生活水準の向上や価値観の多様化を背景に、生活環境基盤の充実やアメニティーの向上が求められており、その環境整備として、生活幹線道路の整備、都市公園の整備、上下水道の整備、地域情報基盤の整備等を推進してまいります。また、もとバス、樽見鉄道等の公共交通機関につきましては、市民の皆様の意見を拝聴し、改善を図ってまいります。

さらには、将来の本巣市を担う人づくりが求められています。本巣市にとって、人は極めて大事であります。特に学校教育は重要であり、基礎的な学力はもとより、個性と創造性豊かな人材育成のために、ALT、補助教員、相談員の充実を図ると同時に、農業体験、職場体験など、働く喜びを体験できる機会を農家、企業等と連携して提供してまいります。

また、小・中学校の耐震対策等、学びの環境整備を進めてまいります。市民の皆様一人ひとりが学びや活動によってみずからの課題をみずからの手で解決していく力を高めていくために、また、一人ひとりが充実した人生を送り、互いを大切にし合い、ともに生き、主体的に社会とかかわることができる生涯学習、生涯スポーツ、文化活動の充実に努めてまいります。

国際化が進む時代には、地域の個性と魅力を前面に出していくことが重要であり、地域が固有の伝統文化、歴史、自然を再確認し、それを守り育てる郷土愛運動を積極的に推進してまいります。

このような政策を実現するためには、その中核になる市職員の意識改革、自己改革が不可欠であります。意識改革の基本は、ハードパワーからソフトパワーへの発想の転換であります。ソフト重視の姿勢により予算の配分等を進め、工夫と知恵のある市政を進めてまいります。

また、市職員一人ひとりが既存の概念に縛られることなく、「これはできない」から「こうすればできる」の発想ができる柔軟な市職員を育成し、市職員の企画能力、問題解決能力を高めると同時に、その情報発信力の向上、危機管理の徹底、法令遵守の徹底等を図ってまいります。その手始めとして、職員から将来の本巣市づくりの提言をさせる若手職員チームを発足させるなど、本巣市

の将来ビジョンづくりに着手してまいります。

さらには、財政基盤の強化であります。市政の総点検を通じて徹底的な行財政改革を進め、行政コストの削減を図ると同時に、将来、市政の発展に寄与すると考えられる芽には積極的な投資を進めてまいります。

私も含めまして全職員が知恵を出し、汗をかき、市民の皆様と一緒に、市民総参加で元気で笑顔あふれる本巢市づくりを進めてまいりますので、議員各位を初め、市民の皆様の温かい御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

御清聴ありがとうございました。よろしくお願いたします。

○議長（瀬川治男君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 本巢市選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（瀬川治男君）

日程第4、本巢市選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

初めに、本巢市選挙管理委員4名の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、指名の方法については、議長が指名することに決定しました。

本巢市選挙管理委員には、高橋和夫君、後藤進君、飯尾秀和君、伊藤美奈子君、以上4名の方を指名します。

お諮りします。ただいま私が指名した方を、本巢市選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、高橋和夫君、後藤進君、飯尾秀和君、伊藤美奈子君、以上4名の方が、本巢市選挙管理委員に当選されました。

次に、本巢市選挙管理委員補充員4名の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定いたしま

した。

お諮りします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、指名推選の方法については、議長が指名することに決定いたしました。

本巣市選挙管理委員補充員には、第1順位、小野島正敏君、第2順位、石川章君、第3順位、伊藤左紀子君、第4順位、安藤隆君、以上4名の方を指名します。

お諮りします。ただいま私が指名した方を、本巣市選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、第1順位、小野島正敏君、第2順位、石川章君、第3順位、伊藤左紀子君、第4順位、安藤隆君、以上4名の方が、本巣市選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第5 議案第1号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第5、議案第1号 本巣市監査委員の選任についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

議案第1号 本巣市監査委員の選任についてでございます。

本巣市監査委員 三田村晃司氏の任期が平成20年3月31日付で任期満了となるため、後任の監査委員に引き続き、三田村晃司氏を選任したいので、地方自治法第196条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

○議長（瀬川治男君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第1号 本巣市監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第6 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（瀬川治男君）

日程第6、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

したがって、指名の方法については、議長が指名することに決定しました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に、市長 藤原勉君を指名します。

お諮りします。ただいま私が指名した市長 藤原勉君を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、市長 藤原勉君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました市長 藤原勉君が議場におられますので、会議規則第31条2項の規定により当選の告知をします。

市長は登壇し、当選のごあいさつをお願いします。

○市長（藤原 勉君）

ただいま、皆様から岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に指名推選いただき、まことにありがとうございました。

後期高齢者医療制度につきましては、ふえ続ける高齢者医療費の財政負担を抑制することや、高齢者の医療費を安定的に支えることを目的として設けられた制度でございます。岐阜県におきましては、昨年2月に後期高齢者医療広域連合が設立され、ことし4月から、いよいよ後期高齢者医療

制度がスタートするわけですが、75歳以上の高齢者がおられる世帯におきましては、新たな負担増となることなど、さまざまな問題もあるようでございます。今後、広域連合議会議員といたしまして、議員皆様との連携を深めながら対応してまいりたいと考えておりますので、皆様の特段の御理解と御指導を賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

日程第7 議案第2号から日程第16 議案第11号まで（上程・説明）

○議長（瀬川治男君）

日程第7、議案第2号 本巣市後期高齢者医療に関する条例についてから日程第16、議案第11号 本巣市学校給食センター条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

議案第2号 本巣市後期高齢者医療に関する条例についてでございます。平成20年4月から老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律として後期高齢者医療制度が施行されるため、この条例を定めるものであります。詳細につきましては、市民環境部長から御説明を申し上げます。

議案第3号 本巣市うすずみふれあいプラザ条例についてでございます。本巣市根尾観光物産センターが、平成19年4月28日の不審火による火災で焼失したため、これにかわる情報発信、地域の活性化及び市民の交流施設として、この条例を定めるものであります。詳細につきましては、根尾総合支所長から御説明を申し上げます。

議案第4号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。地方公務員の育児給与等に関する法律の改正に伴い育児短時間勤務制度が制度化されたため、改正するものでございます。詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

議案第5号 本巣市基金条例の一部を改正する条例についてでございます。健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正するものでございます。

議案第6号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正するものでございます。

議案第7号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。県福祉医療制度の見直しに伴い、「重度心身障害者医療費助成制度」と「重度心身障害老人医療費助成制度」が統合されたため、改正するものでございます。

以上、詳細につきましては、市民環境部長から御説明を申し上げます。

議案第8号 本巣市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例についてでございます。本巣郡農業協同組合が、岐阜地域の5農業協同組合と合併し、平成20年4月1日に「ぎふ農業協同組合」として発足することにより、改正するものでございます。

議案第9号 本巣市企業誘致促進審議会条例の一部を改正する条例についてでございます。本巣

郡農業協同組合が、岐阜地域の5農業協同組合と合併し、平成20年4月1日に「ぎふ農業協同組合」として発足することにより、改正するものでございます。

議案第10号 本巣市織部の里もとす条例の一部を改正する条例についてでございます。第2条に規定する施設の名称及び位置の規定を、同様の施設条例との整合性を図るため、改正をするものでございます。

以上、詳細につきましては、産業建設部長から御説明を申し上げます。

議案第11号 本巣市学校給食センター条例の一部を改正する条例についてでございます。本巣・真正・糸貫学校給食センターの統合に伴い、改正するものでございます。

詳細につきましては、教育委員会事務局長から説明を申し上げます。以上でございます。

○議長（瀬川治男君）

ここで暫時休憩といたします。10時45分から再開しますので、お願いいたします。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（瀬川治男君）

再開いたします。

議案第2号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 坪内博君。

○市民環境部長（坪内 博君）

議案第2号の補足説明を行います。

今までの老人保健にかわり、新しい制度である後期高齢者医療制度が平成20年4月より施行されます。市町村においては、高齢及び岐阜県後期高齢者医療に関する条例に定めがあるもののほか、申請や届け出の受け付けなどの窓口業務や保険料の徴収などの業務を行うことになり、本条例、本巣市後期高齢者医療に関する条例を制定するものでございます。

第1条につきましては、法令及び岐阜県後期高齢者医療広域連合、後期高齢者の医療に関する条例に規定がされております、市が行う、すなわち本巣市が行う後期高齢者医療の事務についての規定でございます。

第2条につきましては、市の窓口にて行う業務を規定しております。障害認定に関する申請の受け付け、被保険者の資格の取得及び喪失等の届け出の申請及び葬祭費の支給に係る申請書の届け出の受け付け等でございます。

第3条につきましては、保険料を徴収すべき保険者を規定しております。

第4条につきましては、普通徴収に係る保険料の納期を規定しております。納期につきましては、第1期から第9期まででございます。

第5条につきましては、保険料の督促手数料を規定しております。市税、国保税と同じく1通200円でございます。

第6条につきましては、延滞金について規定しております。延滞金の取り扱いは全市町村統一でございます。

第8条につきましては、虚偽の答弁等の過料を規定してございます。

以上が、主な内容でございます。

○議長（瀬川治男君）

議案第3号の補足説明を根尾総合支所長に求めます。

根尾総合支所長 藤原俊一君。

○林政部長兼根尾総合支所長（藤原俊一君）

それでは、本巢市うすずみふれあいプラザ条例の補足説明をさせていただきます。

ページは、7ページでございます。

先ほど、市長の提案説明もありましたように、樽見駅の焼失に伴い新たに再建したもので、名称を「うすずみふれあいプラザ」と称しまして、樽見駅を中心とした地域情報の発信や文化の振興を図り、地域の活性化及び市民の交流に資することを目的として設置するものでございます。

第2条には、施設の名称、概要を書いております。

それから、第4条以下、使用の許可等について記してございます。

次の附則につきましては、この条例は20年の4月1日より施行すると。2点目に、この条例の改正に伴いまして、本巢市根尾観光物産センター条例については、平成20年3月31日をもって廃止するものでございます。以上でございます。

○議長（瀬川治男君）

議案第4号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

事前に配付させていただいております議会定例会議案説明資料の本巢市条例改正の概要をごらんいただきたいと思っております。

右下にページが打ってありまして、1ページをごらんいただきたいと思っております。

本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要に基づきまして御説明を申し上げます。

まず1点目の改正趣旨でございますが、少子化対策が求められる中、公務においても長期間にわたる育児と仕事の両立が可能となるように、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、常勤職員の身分を保有しつつ、育児のための短時間勤務制度を導入するため、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成19年8月1日に施行されたことに伴い、関係条例であります本巢市職員の給与に関する条例の一部について、所要の改正を行うものであります。

2点目の改正内容でございますが、第5条関係、級等決定という規定でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により、同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第18条第1項の規定により採用された同条同項に規定する短時間勤務職員

の給料月額にあつては、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とするというものでございます。

第6条関係でございますが、再任用職員の給料月額の規定でございます。再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、育児短時間勤務の承認を受けた場合にあっては、当該額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とするというものでございます。

第7条関係は昇給の規定でございます。職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給、行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が5級以上である者及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員で、その職務の級がこれに相当するものとして、市の規則で定める職員にあっては3号給とすることを標準として市の規則で定める基準に従い決定するものでありますが、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の給料月額にあつては、その者の受ける号給に応じた額に算出率を乗じて得た額とするというものでございます。

第15条関係は通勤手当の規定でございます。育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の通勤手当の支給に係る職員の区分について定めたものであります。

第19条関係でございますが、時間外勤務手当の規定でございます。育児短時間勤務職員等が正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と、その勤務をした日における正規の勤務時間との合計額が8時間に達するまでの間の勤務にあつては、勤務1時間当たりの給与月額に100分の100を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給することを定めたものであります。

第26条、第29条関係、それぞれ期末手当、勤勉手当の規定でございますが、育児短時間勤務職員等に係る期末手当、勤勉手当の支給について定めたものであります。

最後に、第31条関係につきましては特定の職員についての適用除外ということで、第12条から第14条まで及び第16条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しないということについて定めたものであります。

3番目の適用関係でございますが、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（瀬川治男君）

次に、議案第5号から議案第7号までの補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 坪内博君。

○市民環境部長（坪内 博君）

議案第5号の補足説明をいたします。

条例改正の概要の8ページをお開きください。

基金設置の目的において、平成20年4月から老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改名されることに伴う文言の整備と、基金にて費用に充てる項目として、新たに後期高齢者支援金を

追加する内容でございます。

施行期日につきましては、20年4月1日からでございます。

以上が内容説明でございます。

続きまして、議案第6号の補足説明をいたします。

条例改正の概要の9ページをお開きください。

第6条一部負担金の1項関係のうち、第1号では3歳以上70歳未満の被保険者を6歳以上70歳未満の被保険者へ、第2号では3歳未満の被保険者を小学校就学前の被保険者へ、第3号では、70歳から74歳の被保険者負担が1割から2割へ、第4号は現役並みの所得がある70歳から74歳までの被保険者を、国民健康保険法第42条第1項4号の規定が適用される場合であるに文言を改める改正でございます。

10ページ、第9条、葬祭費の2項については、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、または高齢者の医療の確保に関する法律の規定によって給付を受けることができる場合は支給しないことを追加する内容の改正案でございます。

第11条、保健事業の1項については、国民健康保険法72条の5に規定する特定健康診査、特定保健指導を行うことを追加し、現行の第4号から第7号を削除する改正案でございます。

11ページ、第16条第8章、罰則の1項については、第6条第1項第4号で「国民健康保険法」としているため、ここでは「法」と改める改正案でございます。

施行期日につきましては、20年4月1日からでございます。

以上が主な内容でございます。

続きまして、議案第7号の補足説明をいたします。

お手元の条例改正の12ページをお開きください。

第2条第3項は、新たに高齢者医療の確保に関する法律を追加する内容の改正案でございます。

第3条の福祉医療費助成対象除外者につきましては、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律として後期高齢者医療制度が実施されることにより、第2号を削除し、第1号を本文に追加する内容の改正案でございます。

第4条第1項の受給資格者につきましては、高齢者医療確保の法の規定による被保険者であるものを追加し、第4条第2項は、後期高齢者医療確保法の住所地特例について定める内容でございます。

13ページ、第5条の受給者につきましては、後期高齢者確保法の規定による被保険者を追加する内容の改正案でございます。

第6条の支給額につきましては、高齢者医療確保法に規定する後期高齢者医療給付及び後期高齢者医療広域連合、高齢者医療確保法の文言を追加し、償還金に対する支給額を明示する内容の改正案でございます。

14ページ、7条の付加給付額の控除につきましては、高齢者医療確保法及び高齢者医療広域連合、高齢者確保法の文言を追加する内容でございます。

15ページ、第10条の受給者証の停止につきましては、高齢者医療確保法による被保険者証を追加する内容の改正案でございます。

施行日は、この条例は平成20年4月1日から施行するということでございます。

以上が主な内容でございます。

○議長（瀬川治男君）

議案第8号から議案第10号までの補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 服部次男君。

○産業建設部長（服部次男君）

それでは、議案第8号 本巢市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

説明資料の17ページをお開きいただきたいと思います。

第3条で、協議会の委員について定めています。本巢郡農業協同組合が岐阜地域の5農業協同組合と平成20年4月1日に合併することにより、第2項第3号中「本巢郡農業協同組合」を「農業協同組合」に改めるものでございます。

施行については、20年4月1日でございます。

続きまして、議案第9号 本巢市企業誘致促進審議会条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

資料の18ページをごらんいただきたいと思います。

第3条で、協議会の委員について定めておりますが、このことについても、先ほど申し上げました農協の合併によるものでございまして、第2項第3号中「本巢郡農業協同組合」を「農業協同組合」に改めるものでございます。

続きまして、議案第10号 本巢市織部の里もとす条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、19ページをごらんいただきたいと思います。

第2条中の施設の名称について、施設の管理上、また他の施設条例と整合を図るため、現行はそれぞれの施設を定めておりますが、これをまとめまして「織部の里もとす」と改めるものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（瀬川治男君）

議案第11号の補足説明を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 杉山勝美君。

○教育委員会事務局長（杉山勝美君）

それでは、議案第11号 本巢市学校給食センター条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

お手元の概要の説明資料の20ページをごらんいただきたいと思います。

現行におきましては、条例の第2条に名称及び位置が明記されています。今回の本巢・真正・糸貫学校給食センターの統合に伴いまして、第2条表中のセンターの名称を「本巢市学校給食センター」に、位置につきましては、「本巢市見延1414番地57」に改めるというものでございます。

施行日は平成20年4月1日でございます。よろしくお願いをいたします。以上です。

日程第17 議案第12号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第17、議案第12号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは御説明申し上げます。

議案第12号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。既に策定いたしました、平成17年度から平成21年度までを計画期間とする根尾西辺地に係る総合整備計画の内容について変更するものでございます。詳細につきましては、企画部長から御説明を申し上げます。

○議長（瀬川治男君）

議案第12号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 鷺見良雄君。

○企画部長（鷺見良雄君）

それでは、ただいま市長より提案をいたしました議案第12号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更概要の補足説明をさせていただきます。

平成17年に策定をいたしました根尾西辺地総合整備計画は、軽微なものを含め、今回で3回目でございます。

主な内容につきましては、全員協議会で御説明を申し上げたとおりでございます。内容につきましては、橋梁においては、現在計画中、市道83号線にかかる須合橋のかけかえ工事に伴い測量設計を実施した結果、事業量が増嵩したことが判明したことによるもの。また、林道については、大井能郷線開設のため用地交渉が難航しているため減額、上上原線の舗装工事、折越線の改良工事の事業量の追加等々の内容によって変更するものでございます。変更前計画におきましては4億6,898万5,000円を予定しておりましたが、変更後は5億2,419万4,000円の内容に変更するものでございます。

以上、よろしくお願いをいたしまして、詳細説明とさせていただきます。以上です。

○議長（瀬川治男君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第12号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更については原案のとおり可決することに決定しました。

日程第18 議案第13号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第18、議案第13号 本巢市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは御説明申し上げます。

議案第13号 本巢市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等についてでございます。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第3条の改正に伴い、本巢市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定するため、議会の議決を求めるものであります。よろしくお願いします。

○議長（瀬川治男君）

議案第13号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 坪内博君。

○市民環境部長（坪内 博君）

議案第13号の補足説明を行います。

郵政民営化に伴う地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第3条の改正により、民営化以前から証明書交付事務の取り扱いをしている郵便局が継続して当該事務を取り扱うためには、次の取り決めをしておかなければならないとなっております。

第1に、本巢市が外山郵便局を取扱郵便局と指定する。第2に、本巢市と郵便局株式会社との間において協定締結を行う。以上2点については、3月末までの経過措置の適用がありますが、議会の議決を経て、速やかに協定締結が必要であるということから、よろしくお願いをいたします。

○議長（瀬川治男君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第13号 本巢市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等については原案のとおり可決することに決定しました。

日程第19 議案第14号から日程第25 議案第20号まで（上程・説明）

○議長（瀬川治男君）

日程第19、議案第14号 平成19年度本巢市一般会計補正予算（第7号）についてから日程第25、議案第20号 平成19年度本巢市水道事業会計補正予算（第4号）についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは御説明を申し上げます。

議案第14号 平成19年度本巢市一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

一般会計予算につきまして、歳入歳出それぞれ9,543万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、市民税として1億1,881万3,000円の増額でございます。個人分の所得割が

4,236万円で、税源移譲に伴う課税実績の増でございます。法人分の法人税割が6,679万5,000円で、企業の業績向上による増が主なものでございます。固定資産税で3,909万円の増額でございます。これは償却資産の増でございます。モレラ関連の課税実績によるものでございます。国庫補助金といたしまして1億9,060万5,000円の増額でございます。安全・安心な学校づくり交付金で1億9,466万3,000円の増額であり、主に学校給食センター整備事業の補助金の変更によるものでございます。市債として4億6,390万円の減額でございます。主に合併特例債で4億5,020万円の減額でございます。学校給食センター建設事業及び防災行政無線整備事業費の減に伴うものでございます。

歳出につきましては、不均一課税分に係る地域振興基金積立金に1億7,650万円の増額、それから老人保健医療特別会計繰出金として8,842万円の増額、また道路新設改良事業として、用地測量業務、物件移転等補償費調査、土地購入費、物件移転補償費等で9,717万8,000円の減額。それから、防災行政無線整備工事として1億1,700万円の減額、学校給食センター建設事業として、建築監理委託料、整備工事費、給食運搬車、施設用備品等で1億4,224万2,000円の減額が主なものでございます。

また、繰越明許費につきましては、西部連絡道路整備事業及び林業災害復旧事業等、4事業の設定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、後ほど副市長から御説明を申し上げます。

議案第15号 平成19年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ171万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

歳入におきましては、療養給付費等負担金で交付決定額の減によりまして4,185万9,000円の減額。療養給付費交付金につきましては、退職被保険者等の医療費に係る交付決定額の増によりまして4,297万6,000円の増額。それから、県財政調整交付金につきましては、交付決定額の減によりまして1,206万2,000円の減額。それから高額医療費共同事業交付金につきましては、交付決定額の増によりまして1,194万1,000円の増額となっております。

歳出では、一般被保険者療養給付費で医療費の減に伴いまして1億200万円の減額。退職被保険者等療養給付費につきましては、医療費の増によりまして6,700万円の増額。それから、国民健康保険基金積立金として9,826万3,000円の増額が主なものでございます。

次に、施設勘定につきましては387万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、診療報酬収入といたしまして42万7,000円の増額。繰入金といたしまして、国保事業勘定繰入金を270万円増額し、一般会計繰入金700万円を減額するものでございます。

歳出につきましては、医業費として、歯科診療の減に伴う技工委託料が97万4,000円の減額。また、予備費を減額して調整するものでございます。

続きまして、議案第16号 平成19年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ3,876万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、支払基金交付金で5,088万円の減額。国庫負担金におきましては、医療費負担金として6,734万円の減額。また、県負担金におきましても、医療費負担金として1,683万5,000円の減額。また、財源調整として一般会計からの繰入金8,842万円増額というのが主なものでございます。

また、歳出につきましては、医療給付費といたしまして3,819万2,000円の減額が主なものでございます。

以上、詳細につきましては、後ほど市民環境部長から御説明を申し上げます。

続きまして、議案第17号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ703万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、保証金免除繰り上げ償還に伴う一般会計からの繰入金976万4,000円の増額でございます。

歳出につきましても、保証金免除繰り上げ償還に伴う償還元金1,004万1,000円の増額が主なものでございます。

また、繰越明許費につきましては、本巢地区配水管布設がえ事業の設定をお願いするものでございます。

続きまして、議案第18号 平成19年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ9,152万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、真正地区農業集落排水事業の事業費等の減により、県補助金で4,539万3,000円の減額、市債として4,460万円の減額が主なものでございます。

また、歳出につきましては、真正地区の農業集落排水事業費の減額で8,698万円及び償還額の確定により償還利子として308万7,000円の減額が主なものでございます。

続きまして、議案第19号 平成19年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ1,083万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、分担金として、本巢地区受益者分担金等の収入増により1,259万4,000円の増額。設備コストの増加により、使用料として207万8,000円の増額、また一般会計繰入金の1,744万3,000円の減額。また本巢地区下水道事業費の減によります市債950万円の減額というものが主なものでございます。

また、歳出につきましては、本巢地区の下水道事業費として997万3,000円及び償還額の確定により、償還利子として101万2,000円の減額が主なものでございます。

また、繰越明許費につきましては、本巢処理区特定環境保全公共下水道事業の設定をお願いするものでございます。

続きまして、議案第20号 平成19年度本巢市水道事業会計補正予算（第4号）についてござい

ます。

収益的収入及び支出につきまして、それぞれ901万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。収入につきましては、受託工事収益が901万8,000円の減額。支出につきましても、受託工事費で901万8,000円の減額でございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入は5,650万円の減額、資本的支出は5,660万円の減額でございます。収入につきましては、事業費の減に伴い、企業債で5,520万円の減額。開発事業に伴う拡張工事負担金として130万円の減額でございます。支出におきましては、配水設備拡張費で4,190万円の減額。配水設備改良費で1,470万円の減額でございます。さらに、本巢上水道配水池築造工事に伴う予算の繰り越しの設定をお願いするものでございます。

以上、詳細につきましては、後ほど上下水道部長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（瀬川治男君）

議案第14号から議案第20号については、あすの全員協議会において副市長と担当部長に補足説明を求め、その後に質疑を行います。

日程第26 議案第21号から日程第33 議案第28号まで（上程・説明）

○議長（瀬川治男君）

日程第26、議案第21号 平成20年度本巢市一般会計予算についてから日程第33、議案第28号 平成20年度本巢市水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは御説明を申し上げます。

議案第21号 平成20年度本巢市一般会計予算についてでございます。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ138億円でございます。前年度に比べ15億7,000万円の減額でございます。これは、市長の改選期により骨格予算としたためでございます。今回の骨格予算に計上いたしました項目は、人件費、扶助費、公債費の義務的経費、既存施設の維持管理費、法律及び条例等により実施しなければならない事業、国や県の補助事業で当初予算に計上しなければ補助採択されない事業、平成19年度までに着手している事業、当初予算に計上しなければ期間的に実施できない事業でございます。骨格予算の中でも、新年度予算につきましては、後期高齢者医療制度の開始、真桑保育園及び弾正保育園の増築事業、飛騨美濃じまん農産物育成支援事業、都市計画基本図の修正業務、真正中学校耐震補強事業等を新規事業で計上いたしました。

歳入の主なものとしたしましては、市税が60億6,684万1,000円でございます。これは、住民税率のフラット化、法人数、新築家屋の増、モレラ関連の課税実績の増などによりまして、前年度予算額より1億9,773万5,000円の増額でございまして、対前年度比3.4%の増となっております。

地方交付税につきましては、特別交付税の算定を過去の交付実績により勘案するなどいたしまして28億4,000万円を計上し、前年度予算額より4,000万円の増額で、対前年度比1.4%の増となっております。

国庫支出金につきましては4億3,551万7,000円でございます。新規事業といたしまして、安心・安全な学校づくり交付金といたしまして真正中学校耐震補強事業費に3,710万円を計上いたしました。しかし、保健事業負担金が特定健診事業に移行したことや、学校給食センター建設事業が完了したことによりまして、前年度予算額より1億181万5,000円の減額となっております。対前年度比18.9%の減となっております。

県支出金につきましては8億8,244万1,000円でございます。新規事業といたしましては、後期高齢者医療制度の開始に伴う後期高齢者医療保険基盤安定負担金として3,707万円、飛騨美濃じまん農産物育成支援事業補助金として1,611万8,000円等を計上いたしました。しかし、防災行政無線整備事業の完了によりまして、合併市町村支援交付金の減額、保健事業負担金が特定健康診査事業に移行したことによりまして減額等によりまして、前年度予算額より6,267万4,000円の減額となっております。対前年度比6.6%の減となっております。

繰入金につきましては1億8,719万8,000円を計上いたしましたところでございます。減債基金から保証金免除繰り上げ償還に伴う繰り入れとして1億6,519万7,000円、地域交流施設整備基金から、うすずみ温泉等の施設改修に2,200万円を繰り入れております。財政調整基金繰入金及び土地開発基金の廃止に伴う土地開発基金繰入金の減額により、前年度予算額より4億2,219万9,000円の減額となっております。対前年度比69.3%の大幅な減となっております。

市債につきましては12億9,351万7,000円でございます。そのうち、合併特例債といたしましては7億520万円でございます。西部連絡道路整備事業、真正中学校耐震補強事業、仮称でございますが南部ふれあい会館建設事業、真桑保育園増築事業、弾正保育園増築事業に充当することにいたしております。学校給食センター建設、防災行政無線整備が完了したこと等によりまして12億8,078万3,000円の減額となっております。トータルで49.8%の減となっております。

次に、歳出の主なものといたしましては、総務関係では、テレビ放送委託といたしまして、「あなたの街から・本巣市」の放送委託料として105万円、地方公営企業金融公庫が地方公営企業等金融機構に移行することに伴い、地方公営企業等金融機構出資金として310万円、それから本庁舎及び糸貫分庁舎改修事業として2,632万4,000円を計上いたしているところでございます。

次に、企画部関係では、市勢要覧の印刷といたしまして304万5,000円、暴力追放宣言のまちづくり事業といたしまして、パンフレットの印刷、講演会等で148万9,000円。また、樽見鉄道運営維持費補助金といたしまして、新規車両更新及び平成20年度の支援額といたしまして1億699万6,000円、それからケーブルテレビ配線等整備事業といたしまして、公共施設43施設に対して配線工事を実施するために879万5,000円を計上いたしまして、ケーブルテレビの普及に努めてまいりたいと思っております。

次に、市民環境部関係につきましては、4月1日から開始されます75歳以上の高齢者を対象とし

た後期高齢者医療制度に伴い、岐阜県後期高齢者医療広域連合に対しまして、療養給付費負担金といたしまして2億1,397万2,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金といたしまして7,701万4,000円、重度心身障害者老人特別助成費が、県補助制度の改正に伴いまして重度心身障害者老人分を統合したための重度心身障害者医療費といたしまして1億6,007万6,000円。また、国民健康保険特別会計からの委託事業といたしまして、国民健康保険加入者に対しての特定保健指導事業といたしまして766万6,000円、また後期高齢者医療特別会計からの委託事業といたしまして、後期高齢者に対し、特定保健指導事業といたしまして181万円、また糸貫最終処分場の整地に係る委託料といたしまして233万4,000円を計上いたしましたところでございます。

次に、健康福祉部関係につきましては、地域に即した介護予防事業を展開するため、社会福祉協議会に委託料といたしまして821万5,000円、平成22年から始まる後期行動計画策定に向けた市民ニーズの調査を実施するため、次世代育成支援行動計画市民意識調査委託料として207万9,000円、また施設の狭隘化に対応するため、真桑保育園増築事業として設計監理委託料、測量調査設計委託料、増築工事費及び施設用備品といたしまして1億4,037万6,000円。弾正保育園増築事業といたしまして、設計監理委託料、測量調査設計委託料、増築工事費、土地購入費及び施設用備品といたしまして1億4,822万8,000円をそれぞれ計上いたしましたところでございます。

次に、産業建設部関係につきましては、西部連絡道路整備事業に3億6,493万円を計上いたしました。また、新規事業といたしまして、根尾ニンニク部会及びセントラルローズナーセリーに対しまして、飛騨美濃じまん農産物育成支援事業補助金といたしまして2,095万3,000円。また、飼料作物生産利用機械の整備に対する新規補助といたしまして123万5,000円、それから、クマ皮はぎ被害防除用具設置防除実証に係る新規委託料といたしまして45万円、クマ皮はぎ防除事業に対する新規補助金といたしまして706万7,000円、また観光施設補修工事といたしまして、うすずみ温泉等の設置改修に2,267万7,000円、都市計画基本図の修正業務といたしまして2,100万円、木造住宅の耐震診断を無料化し、建築物の耐震化の促進を図るための委託料といたしまして141万8,000円をそれぞれ計上いたしましたところでございます。

次に、教育委員会関係につきましては、教職員健康診査委託料といたしまして243万9,000円、真桑小学校北舎の耐震補強計画の策定及び実施設計委託業務といたしまして891万円、真正中学校北舎の耐震補強事業といたしまして1億1,280万円、小柿地区に建設いたします（仮称）南部ふれあい会館整備事業といたしまして、設計監理委託料、建築工事費及び施設用備品等ということで2億4,204万5,000円、また学校教育環境対策、これは暑さ対策でございますが、八つの小学校の55教室、二つの中学校の13教室に扇風機を設置するものでございまして、1,688万1,000円で計上しております。内訳につきましては、本巣小学校で12教室、外山小学校で3教室、真桑小学校13教室、弾正小学校8教室、席田小学校10教室、一色小学校4教室、土貴野小学校3教室、根尾小学校2教室、真正中学校4教室、糸貫中学校9教室でございます。

また、外山小学校のスクールバス（定員29人乗り）の購入、また園児バス（定員50人）の購入ということで1,464万1,000円、また学生友好交流訪日団招へい事業といたしまして20万円を計上いた

したところでございます。

詳細につきましては、副市長から御説明を申し上げます。

議案第22号 平成20年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてでございます。

事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億円でございます。

歳入では、国民健康保険税が8億5,269万7,000円で、前年度予算より1億4,902万8,000円の減額でございます。これは、75歳以上の方に係る分が後期高齢者医療へ移行することと、65歳から74歳の方に係る給付費が退職被保険者から一般被保険者分へ移行するためでございます。

国庫支出金につきましては5億4,370万2,000円、前年度より1億675万3,000円の減額となっております。65歳から74歳までの方の前期高齢者交付金の交付を受けることによる療養給付費等負担金の減が主なものでございます。

療養給付費交付金といたしまして2億1,604万円でございまして、3億8,529万7,000円の減額となっております。これは、退職被保険者の減によるものでございます。前期高齢者交付金といたしまして7億1,491万5,000円でございます。これは、前期高齢者の方の加入割分の不均衡を是正するため、全保険者との加入率の差が支払基金から交付されるものでございます。

歳出につきましては、保険給付費といたしまして20億8,421万9,000円で、5,529万9,000円の増額となっております。65歳から74歳の方に係る給付費が退職被保険者から一般被保険者分へ移行したことによるためでございます。

後期高齢者支援金等といたしまして3億6,853万6,000円受け入れさせていただきますが、これは75歳以上の方が後期高齢者医療へ移行したことによるものでございます。

老人保健拠出金といたしまして9,870万円で、4億4,186万9,000円の減額となっております。こちら、75歳以上の方が後期高齢者医療へ移行したことにより減でございます。

次に、施設勘定の予算総額でございますが、歳入歳出それぞれ3億7,700万円で、前年度より7,100万円の増額となっております。

歳入の増額の主なものは、医療機器整備に伴い、一般会計及び国民健康保険診療所基金からの繰入金といたしまして1億8,910万円、また6,940万円の増額となっております。

歳出の主のものとは、医業費で1億6,547万7,000円で7,169万円の増額でございます。これは、医療用機器・器具の購入が主なものでございます。本巢診療所におきます、検診用の眼底カメラ、また身長・体重測定器というものを購入、また根尾診療所におきます全身用エックス線CT装置、電子内視鏡システム、また電子カルテ化機器等の機器・器具の購入費ということで7,453万9,000円を計上いたしているところでございます。

続きまして、議案第23号につきましては御説明申し上げます。平成20年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が開始されることにより、新たに特別会計を設けたものでございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ3億200万円でございます。歳入につきましては、後期高齢者医療保険料といたしまして2億1,782万8,000円及び一般会計繰入金といたしまして

7,701万4,000円が主なものでございます。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金ということで2億8,310万8,000円が主なものでございます。

続きまして、議案第24号を御説明申し上げます。平成20年度本巢市老人保健医療特別会計予算についてでございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ3億円で、前年度予算額より28億5,000万円の減額でございます。後期高齢者医療制度移行に伴う減額でございます。3月診療分に係る医療給付費負担金を計上したものでございます。

以上、詳細につきましては、市民環境部長から御説明を申し上げます。

続きまして、議案第25号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億500万円でございます。前年度に引き続き、外山簡易水道統合整備、木倉と金原と川内が主なものでございます。

歳入につきましては、国庫補助金といたしまして2,000万円、市債といたしまして1億2,200万円、一般会計繰入金といたしまして2億4,992万1,000円でございます。一般会計繰入金については、前年度予算額より7,892万1,000円の増額でございますが、これは、保証金免除繰り上げ償還による増が主なものでございます。

歳出につきましては、新設改良費といたしまして2億9,473万2,000円及び公債費といたしまして1億6,473万2,000円が主な内容でございます。

続きまして、議案第26号を御説明申し上げます。議案第26号 平成20年度本巢市農業集落排水特別会計予算についてでございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ5億4,800万円で、前年度予算額より6億6,500万円の減額でございます。これは、真正地区の農業集落排水事業完了に伴うものでございます。

歳入では、県支出金といたしまして4,781万1,000円、前年度より3億3,840万4,000円の減額、また市債が3億6,710万円の減額ということでございまして、真正地区の農業集落排水事業の完了によるものでございます。一般会計繰入金といたしましては3億5,113万4,000円、1億1,176万8,000円の増額でございます。これは、主に真正地区処理施設が供用開始ということによるものでございます。

歳出につきましては、真正地区農業集落排水事業が完了いたしましたので、事業費といたしまして7億1,499万7,000円の減額となりまして、新たに真正地区処理施設が供用開始することによりまして、管理費といたしまして5,872万4,000円が主な内容となっております。

続きまして、議案第27号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計予算についてでございます。

予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ7億5,600万円、本巢地区特定環境保全公共下水道事業が主なものでございます。

歳入につきましては、本巢地区受益者分担金といたしまして4,076万2,000円、国庫支出金といたしまして2億600万円、市債といたしまして2億160万円という内容でございます。

歳出につきましては、本巢地区処理施設整備費といたしまして4億9,825万4,000円及び公債費と

いたしまして1億2,890万3,000円が主な内容でございます。

続きまして、議案第28号について御説明申し上げます。平成20年度本巢市水道事業会計予算についてでございます。

事業の予定量でございますが、給水戸数は6,750戸、年間総給水量は243万1,000立方メートル、1日の平均給水量は6,660立方メートル、建設改良工事費といたしまして3億9,602万1,000円でございます。

収益的収入及び支出につきましては、収入、支出それぞれ3億1,800万円でございます。収入につきましては、給水収益といたしまして2億5,760万円でございます。前年度予算額より160万円の増額となっております。支出につきましては、減価償却費といたしまして1億2,066万9,000円で、前年度予算額より604万9,000円の増額となっております。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入が3億4,000万円、資本的支出が4億8,300万円でございます。収入につきましては、国庫支出金といたしまして4,500万円で、本巢簡易水道と文殊簡易水道の統合事業によるものでございます。支出につきましては、配水設備拡張費といたしまして3億4,810万9,000円、本巢簡易水道と文殊の簡易水道の統合事業が主なものでございます。また、配水設備改良費といたしまして4,717万5,000円、真正第1浄水場の整備及び糸貫浄水場の中央監視装置の改修が主な内容でございます。

以上、詳細につきましては、上下水道部長から御説明を申し上げます。

以上、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○議長（瀬川治男君）

議案第21号から議案第28号については、あすの全員協議会において副市長及び担当部長から補足説明を求め、その後に質疑を行います。

日程第34 議員派遣について

○議長（瀬川治男君）

日程第34、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付してありますように、本巢市議会会議規則第161条の規定により議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議員派遣はお手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

散会の宣告

○議長（瀬川治男君）

以上で本日の日程はすべて終了しました。

3月12日水曜日午前9時から本会議を開会します。

なお、明日、3月11日火曜日午後1時30分から全員協議会を開催しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時45分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員